

平成30年2月28日

議 案

2 月 定 例 会 議

常 総 市

## 議案第60号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例について

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96  
条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律の規定に基づき、同法に定められた事務以外の市の事務において、個人番号  
をその内容に含む個人情報を利用しようとする場合は、条例中にこれを規定しな  
ければならないことから、新たに個人番号を含む個人情報を利用する事務を追加  
するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年常総市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに関する情報であって規則で定めるもの	を
--	---

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに関する情報であって規則で定めるもの	
生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	に改め、同表3の項中「
生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	」

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に、「生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表に次のように加える。

16 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第61号

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲について、兄弟姉妹が対象に加えられたことから、同法に基づく必要な規定を加える改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年水海道市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者，子，父母，孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは，その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し，又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して，災害弔慰金を支給するものとする。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

## 議案第62号

常総市個人情報保護条例及び常総市情報公開条例の一部を改正する  
条例について

常総市個人情報保護条例及び常総市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、個人番号、旅券番号等が個人識別符号として個人情報に含まれたことから、個人情報保護条例及び情報公開条例において、法律との整合を図る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市個人情報保護条例及び常総市情報公開条例の一部を改正する条例

(常総市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 常総市個人情報保護条例（平成14年水海道市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、「当該実施機関」の次に「の職員が組織的に用いられているものとして当該実施機関」を加え、「管理して」を「保有して」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第6条第4項中「第2条第5号ただし書」を「第2条第6号ただし書」に改める。

第7条第2項第8号中「他の地方公共団体その他の公共団体」を「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）」に改め、「以下」の次に「これらを」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、次に掲げるときを除き、要配慮個人情報を収集してはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、常総市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

第8条第1項中「及び」を「又は」に改める。

第13条第3項中「当該請求書」を「第1項の規定により提出を受けた請求書」に改める。

第14条第3号中「当該法人」を「当該法人等」に改める。

第16条中「非開示情報」の次に「（個人識別符号を除く。）」を加える。  
（常総市情報公開条例の一部改正）

第2条 常総市情報公開条例（平成13年水海道市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「作られた」を「作られる」に改める。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を、「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの」を加える。

第8条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第9条の見出し中「開示」を「公開」に改め、同条中「非公開情報」の次に「（個人識別符号が含まれるものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(常総市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の常総市個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関が保有している公文書に記録されている個人情報に改正後の条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、常総市個人情報保護条例及び常総市情報公開条例の一部を改正する条例(平成30年常総市条例第 号)の施行後遅滞なく」とする。

(常総市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 3 常総市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成14年水海道市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「に規定する個人情報」を「の規定による要配慮個人情報」に改める。

第6条第1項中「会長がその」を「その」に改める。

## 議案第63号

### 常総市手数料条例の一部を改正する条例について

常総市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、各種の証明、許可等に係る手数料について、受益に応じた適正な負担を求めると認められることから、家屋、土地等に関する証明書の交付に対する手数料を引き上げることとし、用字等のほか、別表に定める金額の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市手数料条例の一部を改正する条例

常総市手数料条例（平成12年水海道市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「はり紙，はり札」を「貼り紙，貼り札」に改める。

別表住宅用家屋の証明の項中「300円」を「1,300円」に改め，同表届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の中「届出・申請」を「届出若しくは申請」に，同表上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出証明書の項中「婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁」を「婚姻，離婚，養子縁組，養子離縁」に，同表土地，建物の現況確認証明の項中「300円」を「500円」に改める。

#### 附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

議案第64号

常総市営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

常総市営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、神子女霊園<sup>みこのめ</sup>の使用許可を受けた者から徴収する管理料について、受益に応じた適正な負担を求める必要があると認められることから、その金額を引き上げることとし、条文の構成、用字等のほか、規定中の管理料の額の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市営公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市営公園墓地の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第1条中「墓地，埋葬等に関する法律」を「墓地、埋葬等に関する法律」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 墓地の名称及び位置は，次のとおりとする。

(1) 名称 神子女霊園

(2) 位置 常総市篠山1006番地1

第8条第2項中「使用料」を「前項の使用料」に改める。

第9条中「前条に規定する」を「前条第1項の」に改める。

第11条第1項中「1年につき2，472円」を「1年度につき2，592円」に改める。

第19条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の常総市営公園墓地の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定は，この条例の施行の日が属する年度以後の年度分に係る管理料について適用し，当該年度前までの年度分に係る管理料については，なお従前の例による。

## 議案第65号

### 常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

常総市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は，介護保険制度における平成30年度から平成32年度までの各年度の第1号被保険者に係る保険料率を改定するとともに，介護保険法が改正され，罰則に係る規定が改められたことから，法律との整合を図る改正を行うため，これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市介護保険条例の一部を改正する条例

常総市介護保険条例（平成12年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削る。

第4条の見出しを「（高額介護サービス費等の貸付け）」に改め、同条中「高額支援サービス費」を「及び高額支援サービス費」に改める。

第5条中「高額支援サービス費」を「及び高額支援サービス費」に、「規則」を「規則」に改める。

第6条中「同法第129条」を「法第129条」に改める。

第7条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「31,200円」を「33,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「42,000円」を「46,800円」に改め、同項第4号中「55,200円」を「60,000円」に改め、同項第5号中「61,200円」を「66,000円」に改め、同項第6号中「73,200円」を「79,200円」に改め、同号ア中「以下同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「79,200円」を「86,400円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「91,200円」を「98,400円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円」を「200万円以上300万円」に改め、同項第9号中「103,200円」を「111,600円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第10号中「122,400円」を「132,000円」に改め、同項第11号中「136,800円」を「147,600円」に改め、同項第12号中「152,400円」を「164,400円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「27,600円」を「30,000円」に改める。

第8条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改め、「連帯納付義務者」の

次に「（法第132条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「その金額」を「その全額」に、「すべて」を「全て」に改め、「最初の納期」の次に「（第10条第1項の規定により保険料を賦課する場合にあっては、当該保険料の賦課に係る納期の終了後の最初の納期とする。）」を加える。

第9条第3項中「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に改める。

第10条第2項中「規定によって」を「規定により」に、「ときは、当該年度分」を「ときにあつては当該年度分」に、「すでに」を「既に」, 「ときは、その」を「ときにあつてはその」に改める。

第11条第1項中「規定によって」を「規定により」に改め、「規定による」を削り、同条第2項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第14条第1項中「当該納付金額にその」を「納付金額にその」に、「当該金額」を「当該納付金額」に改め、同条第3項中「保険料」を「, 保険料」に改める。

第15条第1項中「6か月」を「6月」に改める。

第16条第1項中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第2項中「規定によって保険料の減免」を「規定による保険料の減額又は免除（以下「減免」という。）」に改め、同条第3項中「規定によって保険料の」を「規定により」に改める。

第20条及び第21条中「市長は、」を削る。

第22条中「市長は、」を削り、「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「世帯主」の次に「その他その世帯に属する者」を加える。

第23条中「市長は、」を削る。

第24条第1項中「前4条」を「第20条から前条まで」に改め、同条第2項中「前4条」を「第20条から前条まで」に、「納額告知者」を「納入通知書」に、「発布の」を「発する」に改める。

附則第11条第1項第6号ア中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

2 改正後の常総市介護保険条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例に

よる。

議案第66号

常総市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

常総市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，介護保険法に基づいて条例で定めるべき地域密着型サービスの基準等を規定する厚生労働省令が改正されたことから，当該省令と同様の改正を行うため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

常総市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の2の2・第60条の20の3）

に改める。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準」

第2条中第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第7条第1項第2号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を削り，同条第2項中「3年」を「1年（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては，3年）」に改め，同条第5項中「次の各号に」を「次に」に改め，「，午後6時から午前8時までの間において」を削り，同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第7項中「午後6時から午前8時までの間は，」を削り，同条第8項中「，午後6時から午前8時までの間は」を削り，同条第12項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例（平成

30年常総市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等条例」という。)第16条第9号」に改める。

第17条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「, 正当な理由があるときを除き」を加え、「行うように努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第48条第2項中「3年」を「1年(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては, 3年)」に改める。

第60条の9第6号中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。), 指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除

く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。), 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。), 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と

あるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは、「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは、「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは、「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第60条の21中「前節」を「第4節」に改める。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第60条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する運営規程」と、」を加える。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。））」を加え、「をいう。以下この条において同じ。）において」を「において」に改める。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。））」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第193条第8項」を加える。

第83条第1項中「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指

定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え、「第194条第2項」を「第194条第3項」に改める。

第85条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等条例第16条各号」に改める。

第104条第3項，第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし，第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上，及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め，「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め，同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第152条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に改め、「平成11年厚生省令第39号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を加え、「)を併設する場合」を「以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第155条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第170条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第184条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第188条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第193条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第83条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第83条第7項に規定する」を、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第193条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する研修を修了している者（第201条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第193条第9項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護事業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1人以上とする。

第194条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次

に「，介護医療院」を加え，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第195条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第196条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，18人）」を加え，同条第2項第1号中「，登録定員」を「登録定員」に改め，「定める利用定員」の次に「，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え，同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，6人）」を加える。

第197条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて，当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には，当該診療所が有する病床については，宿泊室を兼用することができる。

第201条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第204条中「の活動状況」との次に「，第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と」を加える。

附則に次に2項を加える。

3 第131条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数は，次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。
  - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数
- 4 第133条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては，併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室，便所及び食堂を設けないことができる。

#### 附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

## 議案第67号

常総市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

常総市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は，介護保険法に基づいて条例で定めるべき地域密着型介護予防サービスの基準等を規定する厚生労働省令が改正されたことから，当該省令と同様の改正を行うため，これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

常総市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年常総市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を，「以下」の次に「とし，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第46条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「，指定介護療養型医療施設」に改め，「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第47条第3項，第48条及び第62条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第69条第2号中「第34号各号」を「第34条各号」に改める。

第74条第2項及び第75条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第80条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を

定期的に実施すること。

第85条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

議案第68号

常総市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

常総市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、介護保険法に基づいて条例で定めるべき介護予防支援等の基準等を規定する厚生労働省令が改正されたことから、当該省令と同様の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

常総市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年常総市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に、「，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり，利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）等を紹介するよう求めることができる」に改め，同条第7項を同条第8項とし，同条第6項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め，同項を同条第7項とし，同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項を同条第5項とし，同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には，担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めなければならない。

第31条第2項第2号エ中「第33条第15号」を「第33条第16号」に改め，同号オ中「第33条第16号」を「第33条第17号」に改める。

第33条第9号中「ために」の次に「，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，」を加え，同条中第28号を第30号とし，第23号から第27号までを2号ずつ繰り下げ，第22号を第24号とし，同号の前に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において，担当職員は，介護予防サービス計画を作成した際には，当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め，同号を同条第22号とし，同条中第15号から第20号までを1号ずつ繰り下げ，第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は，指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは，利用者の服薬状況，口腔機能

その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものについて、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第34条第1号中「口腔機能」を「<sup>くう</sup>口腔機能」に改める。

附則第3項中「第16号の」を「第17号の」に、「同条第16号イ」を「同条第17号イ」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第69号

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、介護保険法が改正され、指定居宅介護支援事業者が指定を受ける場合における事業の基本方針、従業者の人員、運営等に関する基準等について、厚生労働省令で定める基準に従い条例でこれを定めることとされたことから、当該省令と同様の基準を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第32条）

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の資格）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

第2章 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に

偏することのないように、公正かつ中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

### 第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項の規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

### 第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらか

はじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2章に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、当該利用申込者又はその家族の理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該承諾をした利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その提供を求める者から提示された被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われて

いるかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間が満了する日の30日前までになされるように必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が利用者に代わり当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項の規定する費用の額に係るサービスの提供当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第2章に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、利用者が居住する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるように努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するように、当該利用者が居住する地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等

が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（担当職員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、次に掲げる計画の提出を求めるものとする。
- ア 訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項の訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画
- イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（常総市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年常総市条例第6号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第27条第1項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画をいう。）等指定地域密着型サービス基準等条例において位置付けられている

## 計画

- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき、又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときは、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよ

- うに、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められるときを除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときは、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項

に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨（当該種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるように、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支

援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の規定により行った改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場

合は、前項の規定により行った改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号の規定によるアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号の規定によるサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号の規定によるモニタリングの結果の記録

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 前4章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居

宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が利用者に代わり当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 第32条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に完結する記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。
- 3 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

## 議案第70号

常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、15歳から18歳の間にある者に係るすくすく医療費の支給に関し、高等学校等に就学する者に限る要件をなくし、支給対象者の拡大を図る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

常総市すくすく医療費支給に関する条例（平成17年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「高校生」を「高校生等」に改め、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に就学する者であつて、」を削り、「もの」を「者」に改める。

第4条第1項及び第3項並びに第6条中「高校生」を「高校生等」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の常総市すくすく医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療に係るすくすく医療費の支給については、なお従前の例による。

## 議案第71号

常総市後期高齢者医療に関する条例及び常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

常総市後期高齢者医療に関する条例及び常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、国民健康保険制度による住所地特例の適用を受けていた被保険者が、新たに後期高齢者医療制度に加入する際の特例制度が創設されたことから、後期高齢者医療に関する条例において、当該特例制度に係る規定を設けるとともに、国民健康保険法が改正され、都道府県と市町村がともに国民健康保険制度を担うこととされたことから、国民健康保険条例の規定について、法律との整合を図る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市後期高齢者医療に関する条例及び常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(常総市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 常総市後期高齢者医療に関する条例(平成20年常総市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「病院等(同項)」を「病院等(法第55条第1項)」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により常総市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

第4条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金額に100円未満の端数が生じるときにあつては当該端数を、延滞金額が1,000円未満であるときにあつてはその全額を切り捨てるものとする。

第10条第2項中「納額告知書」を「納入通知書」に、「発布の」を「発する」に改める。

附則第1条の見出し及び条名を削る。

附則第2条を削る。

(常総市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 常総市国民健康保険条例(昭和52年水海道市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第1章 市が行う国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「国民健康保険運営協議会（）」の次に「法第11条第2項の規定に基づき設置する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 議案第72号

### 常総市いじめ防止対策委員会条例について

常総市いじめ防止対策委員会条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき地域におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うとともに、いじめに係る重大事態等に対処し、及びその発生の防止に資することとし、その調査及び審議を行う附属機関として、常総市いじめ防止対策委員会を設置するため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市いじめ防止対策委員会条例

#### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、常総市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を答申するものとする。

- (1) 法第14条第3項の規定による地域におけるいじめの防止等（法第1条のいじめの防止等をいう。以下同じ。）のための実効的な対策の実施に関すること。
- (2) 法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために教育委員会が必要と認める事項

#### (委員)

第3条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、いじめの防止等に関する知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 教育委員会は、対策委員会に特別の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し、専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に係る調査及び審議が終了するときまでとする。

(会議)

第7条 対策委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議事を進行する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、次条の規定による委員の除斥のため半数に達しない場合は、この限りでない。

3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、第2条第2号に掲げる事項について調査し、及び審議するとき、この限りでない。

(委員の除斥)

第8条 第2条第2号に掲げる事項を調査し、及び審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その議事に参与することができない。

(1) 4親等内の親族が当該事項の当事者であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると対策委員会が認めるとき。

(守秘義務等)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、

教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。  
別表第1教育審査委員の項の次に次のように加える。

いじめ防止対策委員会の委員	日額	10,000円	一般職
---------------	----	---------	-----

別表第5市外在住の復興計画策定委員会の委員の項を削り、同表に次のように加える。

市外在住のいじめ防止対策委員会の委員	一般職の旅費相当額
--------------------	-----------

## 議案第73号

### 常総市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について

常総市文化芸術振興条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、文化芸術振興基本法が改正され、その題名が改められたことから、条例の題名及び条例中で引用する法律名を改めるとともに、用字について法律との整合を図る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市文化芸術振興条例の一部を改正する条例

常総市文化芸術振興条例（平成24年常総市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 常総市文化芸術条例

前文中「常総市文化芸術振興条例」を「常総市文化芸術条例」に改める。

第1条中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改め、「の振興」を削る。

第2条中「の振興」を「に関する施策の推進」に改める。

第3条第1項中「の振興」を削り、同条第2項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同条第3項中「の振興」を削る。

第6条の見出しを「（文化芸術推進基本計画）」に改め、同条第1項中「の振興」を削り、「総合的」の次に「かつ計画的」を加え、「基本計画」を「文化芸術推進基本計画」に改め、同条第2項中「基本計画」を「文化芸術推進基本計画」に改め、同項第5号中「の振興」を削り、同条第3項から同条第5項までの規定中「基本計画」を「文化芸術推進基本計画」に改める。

第7条中「市の文化芸術の振興を図る」を「文化芸術基本法第37条の規定に基づき、市の文化芸術に関する重要事項を審議する」に改める。

第8条中「の振興」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第74号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、市内に設置する社会体育施設のうち、石下体育館及び豊岡球場を廃止することとし、別表に掲げる当該施設の規定を削るため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表第1 石下体育館の項及び豊岡球場の項を削る。

別表第2 第2項を削り、同表第3項を同表第2項とし、同表第4項中「、豊岡球場」を削り、同項の表中「豊岡球場・原山球場・小貝球場・天満運動場」を「原山球場 小貝球場 天満運動場」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第98号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方税法が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等について、都道府県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金に関する規定が盛り込まれたことから、法律と同様の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者

であるものをいう。以下同じ。) 」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第75号

常総市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例について

常総市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、工場立地法に基づく準則で定められた工場等の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を緩和する準則を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場立地特例対象区域 法第9条第1項の工場立地特例対象区域をいう。

(2) 甲種区域 緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。次号において「法区域区分基準」という。）に規定する甲種区域をいう。

(3) 乙種区域 法区域区分基準に規定する乙種区域をいう。

(工場立地特例対象区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する工場立地特例対象区域の名称及び種別並びに当該工場立地特例対象区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。

(既存工場等に係る面積の算定)

第4条 昭和49年6月28日において、現に設置され、又は設置のための工事が行われていた工場等（工場立地法第6条第1項の製造業等に係る工場又は事業所をいう。）（以下「既存工場等」という。）がこの条例を適用する工場立地特例対象区域の区域内に存する場合であって、当該既存工場等において、生

産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、別表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則（備考）第1項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、法準則（備考）第1項第2号中「0.2」とあるのは、既存工場等が甲種区域の区域内に存する場合にあつては「0.1」と、乙種区域の区域内に存する場合にあつては「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、既存工場等が甲種区域の区域内に存する場合にあつては「0.15」と、乙種区域の区域内に存する場合にあつては「0.1」とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法準則別表第1業種の区分欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等がこの条例を適用する工場立地特例対象区域の区域内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、別表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則（備考）第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、法準則（備考）第3項第1号中「0.2」とあるのは、既存工場等が甲種区域の区域内に存する場合にあつては「0.1」と、乙種区域の区域内に存する場合にあつては「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、既存工場等が甲種区域の区域内に存する場合にあつては「0.15」と、乙種区域の区域内に存する場合にあつては「0.1」とする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

工場立地特例対象区域		緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
名称	種別		
常総インターチェンジ周辺地区	甲種区域	100分の10以上	100分の15以上
大生郷工業団地地区	乙種区域	100分の5以上	100分の10以上
坂手工業団地及び周辺地区			
内守谷工業団地及び隣接地区			
花島工業団地地区			

## 議案第76号

### 常総市動物の愛護及び管理に関する条例について

常総市動物の愛護及び管理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、もって人と動物の共生する社会の実現に資することを目的として、動物の愛護及び管理について必要な事項を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市動物の愛護及び管理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第8号）に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、もって人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類<sup>は</sup>に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物 愛がんすることを目的として家庭等で飼養され、又は保管されている動物をいう。
- (3) 飼い主 家庭動物の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は保管している場合にあっては、その者を含む。）をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとし、市民及び飼い主と協力してこれを実施するよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (飼い主の責務)

第5条 飼い主は、動物が命あるものであることを十分に認識するとともに、家庭動物の適正な飼養及び保管に努めなければならない。

- 2 飼い主は、家庭動物がその命を終えるまで適切に飼養するよう努めるとともに、これが困難となった場合は、適切に飼養することのできる者に譲渡するよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、家庭動物の飼養に当たり、周辺環境に配慮して近隣住民の理解を得られるよう心掛けるとともに、人と動物が共生できる環境づくりに努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、飼養に先立ち、飼養しようとする動物の生態、習性等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化並びに飼養しようとする動物の寿命等を考慮するよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 犬の生態、習性等を理解した上で、当該犬に応じたしつけを行い、飼い主の制御に従うよう訓練すること。
- (2) 飼養する施設の敷地外で犬を運動させようとする場合は、当該犬の排せつを済ませてから運動させるよう努めるとともに、当該犬のふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは、速やかに処理すること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境を保全するため、当該猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

- 2 猫の飼い主は、やむを得ずその飼養する猫を屋外に出そうとする場合は、みだりに繁殖することを防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるとともに、飼い主の連絡先を記した首輪、名札等又は飼い主を特定することができる番号が記録されたマイクロチップを装着し、自己の所有の猫であることを明らかにしなければならない。

(犬及び猫の一時預かり等)

第9条 市長は、飼い主の判明しない犬又は猫（以下「不明犬等」という。）の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合は、これを規則で定める期間内において、一時的に預かることができる。ただし、不明犬等の疾病、負傷等の状態により一時的に預かることが困難であると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により不明犬等を一時的に預かる場合において、市長は、当該不明犬等を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 市長は、第1項本文の規定により一時的に預かった不明犬等について、飼い主に返還し、又は当該不明犬等を適切に飼養することのできる者へ譲渡するための施策を講ずるものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する期間内に不明犬等の飼い主又は譲渡を希望する者

からの申し出がないときは、法第35条第3項において準用する同条第1項の規定により茨城県に当該不明犬等の引取りを求めるものとする。

(動物を負傷させた者のとるべき措置)

第10条 過失により動物を負傷させ、又は死亡させた者は、速やかにこれを救護し、又は収容する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(負傷動物の収容等)

第11条 市長は、道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した動物を発見した者から通報があった場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

2 市長は、前項の規定により動物を収容したときは、救護その他必要な措置を講ずるとともに、法第36条第1項の規定により茨城県に対し、当該動物を収容した旨を通報し、その引取りを求めるものとする。

(災害時における措置)

第12条 飼い主は、地震、風水害等の災害の発生に備え、家庭動物の適正な保管のための準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときは、家庭動物の健康及び安全の保持のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、災害が発生した場合における家庭動物の保護のために次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 避難所において家庭動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして規則で定める動物を除く。）を受け入れるための体制の整備

(2) 負傷した家庭動物を救護するための体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、家庭動物の保護のために必要と認める措置

(国等との連携)

第13条 市は、人と動物の共生する社会の実現に向け、効果的に施策を実施するために国、茨城県その他の地方公共団体及び動物の愛護を目的とする団体等との連携を図るものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 議案第 77 号

### 常総市開発行為手数料条例の一部を改正する条例について

常総市開発行為手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、都市計画法に基づく開発行為の許可等に係る手数料について、受益に応じた適正な負担を求める必要があると認められることから、証明書の交付に対する手数料を引き上げることとし、別表に定める金額の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市開発行為手数料条例の一部を改正する条例

常総市開発行為手数料条例（平成19年常総市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「400円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第78号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3807	旧	内守谷町37	旧	内守谷町3718
	新	内守谷町37	新	内守谷町3719-1

提案理由

本案は、内守谷町地内の路線について、当該路線の両側に接する土地の一体的な利用を目的として、当該土地の所有者から土地の交換及び路線の付け替えの要望があることから、その終点を変更するため、これを提出する。

議案第79号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西926	旧	古間木1712-1	旧	古間木1724-1
	新	古間木1712-1	新	古間木1722-1

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、現路線の終点から他の市道に接続する私道が、従前から一般の通行に利用されていることから、議案第80号において廃止する路線の一部と交換した上で、市道として管理することとし、その終点を変更するため、これを提出する。

議案第80号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西927号線	古間木沼新田437-1	古間木1722

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げ等の要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 81 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
東 4 6 7 号 線	豊田 1 9 5 4 - 3	豊田 1 9 5 1

提案理由

本案は、豊田地内の路線について、墓地への進入路として利用されている道路であるが、当該墓地の管理者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。